

ミクロネシアにおける フィリピン人移民

——アメリカの移民政策・移民法の影響を中心に——

知花 いづみ・今泉 慎也

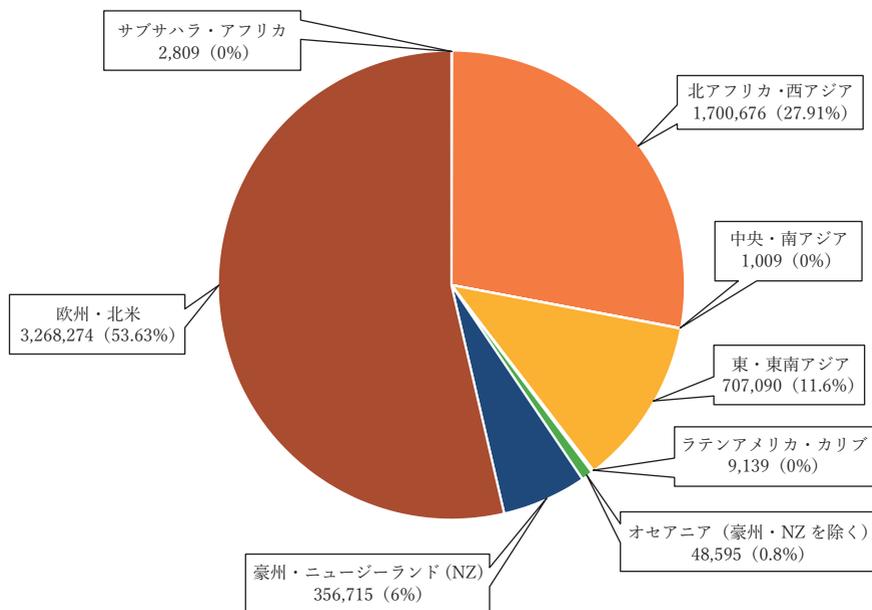
はじめに

太平洋島嶼国は移民の送出国として知られているが、中国人、フィリピン人など域外から主として就労を目的とする移住者が多く存在する受入国でもある。域外からの移住者は、労働人口が少ないこれら地域の経済・産業の発展に重要な役割を果たしてきた一方、島外出身者の増加は、人口が少ない島嶼地域の政治社会に大きな影響を与えつつある。本章は、そのなかでもミクロネシアにおいて、その存在が顕著であるフィリピン人移民を対象とする。

まず、フィリピン人移民の地理的な分布状況をみてみよう。UNDESA (United Nations Department of Economic and Social Affairs) のデータによれば、2020年の全世界におけるフィリピン人移民（ストック）は、600万人を超える（図6-1）。地域別としては、ヨーロッパ・北アメリカ（53.63%）、北アフリカ・西アジア（27.91%）、東・東南アジア（11.6%）、オーストラリア・ニュージーランド（5.85%）と続く。オーストラリアおよびニュージーランドを除くオセアニアのフィリピン人移民の数は、4万8000人程度（0.8%）であるが、もともと人口規模が小さい太平洋島嶼地域においては、フィリピン人移民が増加することの影響は大きい。このうちフィリピン人移民が最も多いのが、ミクロネシア地域である（表6-1）。

ミクロネシアは、主としてマリアナ諸島とカロリン諸島で構成される。マリアナ諸島は、現在ではアメリカの2つの海外領（未編入領土）、つまり「グアム」(Guam)

図6-1 フィリピン人移民数（2020年、受け入れ地域別）



(出所) UNDESA, *International Migration Stock 2020* (<https://www.un.org/development/desa/pd/content/international-migrant-stock> 最終アクセス日: 2022年12月28日)より筆者作成。

表6-1 オセアニアにおけるフィリピン人移民（2020年）

受入国	移民数(A)	総人口(B)	比率(A/B)
オーストラリア	286,303	25,499,881	1.1%
ニュージーランド	70,412	4,822,233	1.5%
パプアニューギニア	1,463	8,947,027	0.0%
ソロモン諸島	116	686,878	0.0%
グアム	30,994	168,783	18.4%
マーシャル諸島	541	59,194	0.9%
ミクロネシア連邦	127	115,021	0.1%
ナウル	65	10,834	0.6%
北マリアナ諸島(米領)	11,150	57,557	19.4%
パラオ	3,021	18,092	16.7%
アメリカ領サモア	1,118	55,197	2.0%
オセアニア合計	405,310	42,677,809	0.9%

(出所) UNDESA.

と「北マリアナ諸島自治領」(Commonwealth of the Northern Mariana Islands: CNMI, 以下、北マリアナ諸島)に再編されている。また、カロリン諸島は、西部のパラオ共和国 (Republic of Palau, 以下、パラオ) と、カロリン諸島中・東部地域のミクロネシア連邦 (Federated States of Micronesia) およびマーシャル諸島共和国 (Republic of the Marshall Islands, 以下、マーシャル諸島) として独立している。これら3カ国はアメリカとの間に「自由連合協定」(Compact of Free Association: COFA) を締結し、安全保障をアメリカに委ね、アメリカ軍の基地などの施設や活動のために領土の利用を認める一方、経済開発等のための財政支援を受けている (本書第4章参照)。

表6-2は、各国・地域のセンサスデータ等に基づき、フィリピン出身者の数を示すものである。フィリピン人移民は、アメリカ領であるグアム (4万4793人)、北マリアナ諸島 (1万5456人) に集中する。総人口に占めるフィリピン人移民の比率は、グアムで29.1%、北マリアナ諸島で32.7%に上る。他方、パラオ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦の自由連合協定国 (Free Association States: FAS) においてもフィリピン人の移住がみられる。なかでもパラオでは、総人口に占めるフィリピン人の比率は18.2%に上る。これらの国・地域において、フィリピン人が定住し、世代を重ねるなかで、政治的・社会的に影響力のある存在となっている。

はたして、ミクロネシアにおけるフィリピン人移民が増加した背景は何か。どのような制度的な枠組みが移住を促したのか。そして、フィリピン人移民の増加に伴い、これらの地域にどのような課題が生じているのであろうか。これらの問題を考えるにあたって、ミクロネシアとフィリピンとの間に存在する地理的・文

表6-2 ミクロネシア地域に広がるフィリピン人

	フィリピン人	総人口	比率	調査年
グアム	44,793	153,836	29.1%	2020
北マリアナ諸島	15,456	47,329	32.7%	2020
パラオ	3,211	17,614	18.2%	2020
マーシャル諸島	556	53,158	1.0%	2011
ミクロネシア連邦	829	102,843	0.8%	2015

(出所) 各国・地域人口センサスデータ等より筆者作成。

(注) 出所が異なるため、表6-1と数は一致しない。

化的なつながりだけでなく、それぞれの地域が有するアメリカとの特別な関係性に注目することが必要である。マリアナ諸島、カロリン諸島から構成されるミクロネシアという地理的な空間は、主権国家と自治領という性質の異なる政治的単位へと分断される形で再編されたが、その過程で中心的な役割を果たしたのがアメリカであった。1898年にアメリカ領に編入されたグアムを除き、ミクロネシア地域は第一次世界大戦後、委任統治領（南洋群島）の一部として日本の施政下に、続く第二次世界大戦後には国連太平洋信託統治領（United Nations Trust Territory of the Pacific Islands: TTPI）としてアメリカの施政下におかれた。独立交渉を経て北マリアナ諸島はアメリカ領となることを選んだが、他の地域は、アメリカとCOFAを締結した上で、マーシャル諸島（1986年）、ミクロネシア連邦（1986年）、パラオ（1994年）として独立した。ただし、移民国家アメリカの一部となったグアムと北マリアナ諸島は、移民政策に関して独立の立場をとる余地が限られており、アメリカの移民政策・移民法の強い影響のもとにある。また、パラオをはじめとするFASは、アメリカ統治時代には北マリアナ諸島と法的基盤を共有したが、独立後は異なる経路を歩むことになる。これら3地域の歴史的背景や制度的基盤の差異が、フィリピン人移民の受け入れにどのような違いをもたらしているかという点を明らかにすることが本章の目的である。

アメリカへのフィリピン人移民についてはすでに膨大な研究があるが、そうした先行研究のなかでアメリカの移民政策・移民法の変遷に伴い、フィリピン人移民の法的地位が時代とともに変化してきたことが示されている（貴堂 2018; 中野 2007; Choy 2003; 2007）。歴史的にみれば、常にすべての人にアメリカ市民権が認められてきたわけではない。南北戦争後に奴隷制が廃止されると、プランテーションや鉄道建設の労働力として中国人などの移民が急増した。それに対する反動から、19世紀末から20世紀前半にかけて、中国人、さらには日本人に対する排斥運動が広がり、アジア人などの非白人に移民の機会が閉ざされた時期が存在した。アジアからの移民が再び拡大したのは、1965年移民法改正以降のことである。

アメリカ統治期には、フィリピン人にはアメリカ市民権を得る機会が認められていなかった。フィリピン人にアメリカ市民権を得る機会が付与されるようになったのは、1946年7月4日にフィリピンが独立した後のことである（中野 2007）。

さらに、フィリピンは、独立後もアメリカとの強固な関係を維持し、「帝国化」¹⁾するアメリカのなかで、労働力および人材の供給国として存在感を示してきた。アメリカにおけるフィリピンの特別な地位は、同じくアメリカの影響下にあるミクロネシアにおいて、フィリピン人移民の展開に大きく影響したと考えられる。

しかしながら、域外からの移住者の受け入れに対するミクロネシア側の対応は複雑である。ミクロネシアにおける観光業や縫製産業の発展に、フィリピン人をはじめとする外国人労働者が大きく貢献してきたことは事実であるが、その一方で、先住民集団、たとえば、マリアナ諸島のチャモロ人、カロリン諸島のカロリン人、パラオ人は、島外出身の住民が増えることによってその数的優位や文化が脅かされることに対して、警戒感を示し続けてきた。

このため、グアム、北マリアナ諸島においては、外国人労働者を正規の移民として受け入れるのではなく、将来市民となる可能性のないゲストワーカーまたは一時労働者として受け入れることへの選好が強かった。しかし、移民を将来の市民とみる移民国家アメリカの伝統に加えて、労働搾取問題への批判、安全保障の観点から移民規制を強化する動きについて、アメリカ国内の政治状況が変化していくなかで、これらの地域が独自の政策を貫徹することは難しかった。実際に、ミクロネシアの多くの地域において、先住民集団の数的優位はすでに失われており、外国人労働者受け入れという点ではゲストワーカーの制度を堅持する独立国パラオでも、島外出身者の増加がさまざまな形で社会に影響することへの懸念がある。

以上のことをふまえて、本章では、グアム、北マリアナ諸島、パラオのそれぞれの地域の政策や法律の違いによって、フィリピン人の移住の態様がどのように異なっているのかという点に着目する。とくに、法制度の面では、グアムと北マリアナ諸島はアメリカ領という点で連邦法の直接の影響を受けるほか、北マリアナ諸島とパラオは信託統治時代に「信託統治地域法典」(Trust Territory Code) が適用されたため、その影響が現代の法制度にも残っている点に留意する。なお、本章では、市民権の取得を前提としない移住労働者のカテゴリーの総称としてはゲストワーカー

1) 現代のアメリカを「帝国」として捉える議論では、20世紀初頭の領土獲得によってアメリカがヨーロッパ諸国と同様の帝国主義的へと移行したとしつつ、戦後のアメリカは領土拡張よりも同盟国へのアメリカ軍のネットワークの構築や自由貿易体制などの創設などによる非公式の帝国へと転換したと説明される (Sparrow 2006; 山本 2006)。

一を使うこととするが、文脈に応じて各国・地域の法令上の呼称を用いる。

本章の構成は、次のとおりである。第1節は、アメリカの移民政策および移民法の変遷を整理し、他のアジア系移民と同様に、フィリピン人移民がアメリカ市民としての地位を取得していく過程を検討する。これは、グアム、北マリアナ諸島およびパラオにおけるフィリピン人移民についての考察の前提となるものである。

第2節では、グアムにおいてフィリピン人移民が増加した背景と制度的要因を検討し、第二次世界大戦後のアメリカ軍によるフィリピン人労働者の大量動員が、グアムをはじめとするミクロネシア地域においてフィリピン人移民拡大の発端となったことを示す。グローバルに活動する軍が移住を促進する装置として機能することを「移住の軍事化」と呼ぶならば、この地域の事例はそのひとつであるといえるだろう。

第3節では、北マリアナ諸島においてフィリピン人が増加した背景と制度的要因を考察する。北マリアナ諸島への移住を特徴づけるのは、アメリカ領となった際に連邦の移住帰化法の適用が部分的に除外されたことを背景に、連邦とは異なる一時労働者（ゲストワーカー）制度が設けられたことがある。1980年代から1990年代の観光業や繊維産業の急速な発展は、その制度に基づきフィリピン人、中国人などの外国人労働者を受け入れることによって可能となった。しかし、低賃金や劣悪な就労条件などの問題に対する内外からの批判が高まったを受けて、アメリカ連邦議会は、2009年に制定した法律で北マリアナ諸島の特権を廃止したため、北マリアナ諸島は連邦の移民政策・移民法の影響をより一層受けるようになった。

第4節では、パラオにおいてフィリピン人移民が増加した背景と制度的要因を検討する。北マリアナ諸島と同様に太平洋諸島信託統治領であったパラオは、北マリアナ諸島と同様のゲストワーカー・プログラムを有する。現在もCOFAによるパラオ人の海外移住が加速する一方、フィリピン人を主とする外国人労働者が多く存在するという状況が生じているが、この点については、フィリピン側の自国民の海外就労の奨励・保護政策との関係もあわせて検討する。

本章は、これら3つの国・地域の比較検討を通じて、歴史的背景や制度基盤の差異がそれぞれの国・地域におけるフィリピン人移民の受け入れにどのような特

徴を与えてきたかを明らかにし、太平洋島嶼地域における移民を考察するための基盤を作ることをめざすものである。

1 アメリカの移民政策・移民法とフィリピン人

1-1. 移民と非移民

今なお多くの移民を引きつけている移民国家アメリカは、どのような法的な特徴を有しているのであろうか。アメリカの移民政策・移民法を研究する憲法学者の大沢秀介によれば、アメリカが移民国家であるといわれるのは、「入国時に永住を許可する制度がとられ、その数が多いことによる」(大沢 2016, 11 [n. 45])。ここでいう移民とは、「正規の手續に基づく合法的永住居住者 (Legal Permanent Residents), すなわちLPRとなることのできるもの」(大沢 2016, 11) で、「LPRとは、永住許可を得ることによってアメリカでの合法的な永住権を有するが、まだアメリカの市民権 (Citizenship) を取得していない移民」(大沢 2016, 11) をさし、「市民権は、最終的には合衆国憲法を支持し法律により求められる義務を負担することなどからなる忠誠の誓い (Oath of Allegiance) を行うことによって最終的に獲得される」(大沢 2016, 11)。また、アメリカの外国人就労問題を研究した柏木 (1991) は、「アメリカが他の国と異なるのは、導入する外国人を一時的な滞在者として扱うのではなく、永住者として扱うことだろう。換言すれば、歴史的にみてこの国は、一部の例外を除けば、外国人労働を移民として受け入れてきたのである」(柏木 1991, 20) と説明する。この点が、外国人就労問題が、移民政策やアメリカの市民社会のあり方と密接な関係を有するものとして捉えられるゆえんである。

LPRとは、いわゆるグリーンカードを与えられた者のことをいう。LPRには、①アメリカ市民の家族 (配偶者, 21歳未満の未婚の子, 21歳以上の親など)、②移民労働者 (Immigrant Worker)・投資家等、③特別移民 (Special Immigrant)、④難民・庇護申請者 (Refugee and Asylum Seeker)、⑤人身売買・犯罪被害者、など多様なカテゴリーが含まれている。本章では、主として、②の移民労働者について検討するが、後述するように、①の家族呼び寄せも移民が市民権を獲得す

る重要な経路のひとつとなっている。アメリカで出生した移民の子は、出生地主義によりアメリカ市民権を取得する。そのため、両親が本来は帰化が認められない移民であったとしても、アメリカ市民たる子が家族を呼び寄せることによって帰化する可能性が生じる。

移民労働者には、3つの優先枠 (preference) が設定されている。第1優先 (First preference) は、「科学、芸術、教育、ビジネスまたはスポーツにおける特別な能力」「著名な (outstanding) 教授または研究者」「一定の基準を満たす多国籍企業の管理者または執行者」で、第2優先として、「上級の学位を要する専門職」「科学、芸術またはビジネスにおける卓抜した能力」「国益上の免除の可能性」である。第3優先は、「2年未満の研修または就労経験を要する」(Requiring less than 2 years training or experience)「非技能労働者」(Unskilled Worker) となる。

他方、適法永住居住者 (LPR) の資格を得ることができず、それゆえに将来市民となる途を認められていない外国人のカテゴリーとして、「非移民」(Non-immigrant) がある。非移民の範囲は広く、外交官から観光客まで多様なカテゴリーが含まれる。アメリカ移民帰化局の統計によれば、2019年のアメリカ全国における非移民の総数は、401万3210人である。次にみる短期就労を目的とする一時労働者 (Temporary Worker) (ゲストワーカー) や、自由連合協定国 (FAS) の市民 (以下、COFA市民) は非移民に含まれる。つまり、これらのカテゴリーの人びとは、アメリカ国内で就労していたとしても、市民権を得る可能性は認められていないのである。

一時労働者は、主として農場などでの季節労働を目的に導入されたものである。1986年の移民改革法により、農業分野での就労を目的とするビザはH-2Aとそれ以外の業種のH-2Bに分類され、現在では広い業種に認められている。一時労働者に依存する産業ではこの制度の拡充を求める声があるほか、不法就労問題の対策として一時労働者の制度の活用を提言する見解もある。その一方で、一時労働者は、特定の雇用主のもとでの就労が条件とされることや、農場などの閉ざされた場所での就労が多いことから、労働搾取や人権侵害に関する報告も多くなされており、このプログラムの存在自体を問題視する立場もある。さらに、市民になる機会のないまま劣悪な環境で就労する一時労働者の存在が、アメリカ民主主義を害する存在になり得るのではないかと懸念する見解もある。

この他、アメリカを悩ませている問題に「正規文書をもたない移民」(Undocumented Migrant)(いわゆる不法移民)の増加がある。このなかには不法にアメリカに入国した者、観光ビザなどで入国して就労する者、または適法なビザで在留していたが、それが失効したために不法就労になった者などが含まれる。本章では不法就労の問題は扱われていないが、太平洋島嶼地域の移住者のなかにも、意図的あるいは本人の意思によらず不法滞在状態に陥っている者がいることは留意されるべきであろう。

1-2. アメリカの移民政策・移民法の変遷

——フィリピン人移民の地位を中心に——

次に、フィリピン人を中心にアメリカの移民政策および移民法制の歴史的変遷を確認する。これは一般的には、①連邦による規制がない時期(1870年代頃)、②中国人排外法など、人種や出身国による割当制度が形成された時代、③出身国による割当制度を廃止し、家族呼び寄せを認めた移民法改革以降(1965年～)に分類される(大沢 2016; 柏木 1991)。

アメリカがフィリピンを領有したのは1898年のことであるが、それ以前にも、アメリカへ移住したフィリピン人が存在した。第1は、ガレオン貿易を通じてである。スペインは、マニラとアカプルコをつなぐガレオン貿易を、1570年からメキシコ独立の影響で廃止される1815年まで、約250年間にわたって続けた。当時、ガレオン船には、フィリピン人や中国人が船員として乗り込んでいた。当初は5分の1程度であったフィリピン人乗組員は、貿易が盛んになるにつれて50～80%にまで増加した(Mercene 2007, 3)。その数は、250年間で6万人とする推計もある。北アメリカに到達すると逃亡する船員も少なくなく、アメリカ南部にはその子孫が残るとする研究もある(Mercene 2007)。第2に、1790年にマニラが自由港とされた後に、外国船、とくにアメリカ船が来訪するようになった。アメリカ船(捕鯨船を含む)は、甲板員などとしてフィリピン人を雇い入れた。そのため、アラスカやアメリカ東部へのフィリピン人の移住が進んだ。たとえば、アラスカでは1788年にフィリピン人がいたことが記録されている。こうしたことから、フィリピン人の移住は、アメリカによるフィリピン領有以前から行われていたことがわかる。

アメリカ統治期を通じて、フィリピンからアメリカへの移住は拡大した。フィリピン当局における現地民の官僚層の育成を目的に、アメリカへの官費留学生制度が始まったほか、ハワイのサトウキビ農場やアラスカの缶詰工場などで、フィリピン人の雇用が拡大した (Teodoro 1999; Liu, Ong and Rosenstein 1991)。

フィリピンがアメリカ領となったのは、19世紀に急増した中国人労働者、さらにそれに代わって増加した日本人・韓国人移民の排斥運動が強まりつつあった時期であった。南北戦争の結果、黒人奴隷の開放が進むなか、新たな労働力として台頭してきたのが鉄道建設などに従事した中国人で、それに続いて、日本人も増加した。中国人労働者の増加に対する西部諸州の懸念から、1875年の帰化法は、白人と黒人のみに帰化による市民権取得を認めた。中国人、日本人は帰化が認められる白人ではないとして、帰化の可能性を否定されたのである。また、1882年に中国人排斥法 (Chinese Exclusion Act) が制定されたほか、日本人排斥運動も台頭し、1907年には日本からの移民を制限する紳士協定が両国政府間で締結された。さらに、1917年には、アジアからの移民が制限され、1924年の移民法では、出身国による移民割当制が導入された。これは、1890年のセンサス結果に基づき移民割当数を決定したものであるが、その基準とされたアジア系の人口がまだ少なかったことから、意図的にアジア人の排斥を図ったものなのではないかとする見解もある (柏木 1991, 24)。

フィリピン人は、中国・日本・韓国からの移民の代替として導入されたが (柏木 1991, 24)、それは、1924年移民法による非白人移民の実質的な禁止は、フィリピン人には適用されなかったからである (貴堂 2018, 177)。ただし、その一方で、アメリカ統治期のフィリピン人の法的地位は、次のような制限的性質を有していた。第1に、フィリピンは1898年にアメリカ領となったが、フィリピン人にはアメリカ市民権が付与されなかった (貴堂 2018, 176-177)。それは、当時のフィリピンは、グアムと同様に未編入領土 (Unincorporated Territory) とされ、フィリピン人は「市民権のないアメリカ人」として位置づけられたためである (中野 2007, 998-999)。実際に、市民権を得る機会のない「帰化不能外国人」と位置づけられた他のアジア人と同様の取扱いを受け (中野 2007, 101-102)²⁾、フィ

2) ただし、1898年のパリ条約および1906年の法律の規定に基づき、フィリピン人に市民権を請求する権利を認めた判決が存在する。

リピン人には家族の呼び寄せや土地の所有は認められなかった。第2に、異人種間の婚姻を禁止するために多くの州で制定された異人種間婚姻禁止法 (Anti-miscegenation Laws)³⁾ がフィリピン人にも適用された。フィリピン人移民には、就労目的の単身男性が多かったが、フィリピンから家族の呼び寄せもできず、アメリカでの結婚相手の確保も難しかったため、アメリカにおいて財産を形成し、家庭をもつことはできなかった (Liu, Ong and Rosenstein 1991, 490)。

もうひとつ重要な点は、アメリカ国内で高まったアジア人移民に対する排斥運動が、フィリピンの独立を促す方向に働いたことである。フィリピンは1934年のフィリピン独立法 (Philippine Independence Act/ Tiding-McDuffie Act) により、1935年憲法下で自治領 (Commonwealth) へと移行し、10年後の独立が約束された。同時に、この法律は、アメリカ市民権をもたないフィリピン人を移民法上の外国人とみなし、かつ、フィリピンからの移民を年50人に制限することを規定するものであった (第8条)(中野 2007, 103; Choy 2007, 560)。

1946年7月4日、フィリピンは念願であった独立を果たし、アメリカに移住するフィリピン人は、「外国人」として移民帰化法の適用を受ける運びとなった。皮肉なことに、国家独立を果たしたことによって、フィリピン人にはアメリカ市民となる途が開けたことになる。

さらに、フィリピン人移民は1952年および1965年の移民法改正の大きな恩恵を受けた。1952年改正法は、人種によって帰化を制限する規定を廃止したもので、また、それまでの出身国別の割当制を廃止した1965年の移民法は、アジア人の移民が増加する契機となった。同法は、家族の再結合を重視する内容だったため、フィリピン人の家族の呼び寄せも増加した (Liu, Ong and Rosenstein 1991)。また、アメリカ国内の人材不足を受けて、フィリピンから看護師など専門職の移住も拡大した (Choy 2003; 2007)。こうしたアメリカの移民政策および移民法制の変化は、次節以下でみるように、ミクロネシアにおけるフィリピン人移民にも

3) 異人種間婚姻禁止法は、州の法律であり、1861年にネバダ州で中国人を対象に最初の法律が制定されてから、同種の法律の制定が諸州に広がった。1967年の連邦最高裁判所判決により、その違憲性が確認されたことで終わりを告げた。白人との婚姻が禁止される対象は、当初は中国人、日本人や両者を含む「モンゴリアン」とされ、フィリピン人やそれを含む「マレー人」も対象に広げられた (Sohoni 2007)。なお、戦後は戦争花嫁法によりアメリカ兵と婚姻した外国人の移民が認められたが、その対象にアジア人も含まれた。

影響を与えた。

最後に、フィリピン人のアメリカ市民権取得の経路として、軍が果たした役割についても付言しておく。一般に就労を目的とする移民とは別に、軍が移民のための経路となることがある。現代においても、アメリカ軍は市民権を取得する機会を提供しながら、市民権をもたない外国人の入隊を認めている。また、軍人としての勤務のほか、在外米軍基地や紛争地帯での就労を目的に軍が外国人をリクルートすることもある（堤 2008）。こうした動きは、移民の「軍事化」と呼ばれ、実際に、フィリピン人にとって軍はアメリカ市民権を取得する重要な経路となった（中野 2007; Choy 2007）。植民地期にはフィリピン人はアメリカ市民ではなかったが、第二次世界大戦期にはフィリピン人のアメリカ軍への入隊が進んだほか、フィリピン独立後もアメリカとの協定に基づき、フィリピンはアメリカ軍の要員の供給源となった。このことが、アメリカ軍におけるフィリピン系アメリカ人の比率の高さへとつながっている（Choy 2007）。次にみるように、移民の軍事化はアメリカにとって戦略的な重要性をもつマイクロネシアにおいても、フィリピン人の移住を促す装置のひとつとなっている。

2 グアムのフィリピン人

2-1. 背景——マイクロネシアとフィリピン——

フィリピンとマイクロネシアは地理的に近く、スペインおよびアメリカによる統治という歴史的経験も共通する。また、フィリピンは、地域区分としては東南アジアに分類されるが、マリアナ諸島、カロリン諸島に地理的に隣接している。マイクロネシアへの定住は、紀元前2000年前までに遡るとされ、フィリピンを含む東南アジアから移住してきた人びとがこれらの地域に定住したと考えられている（Navarro 1999, 118-119）。

16世紀に始まるスペインによる統治は、フィリピン諸島とマリアナ諸島の共通の経験となっている⁴⁾。1521年に、マジェランの船隊はフィリピンに到達する前にグアムに辿り着いており、フィリピンでスペインによる植民地支配を確立したレガスピは、1565年にスペインによるマリアナ諸島の領有を明確なものに

した。その後、グアムはプエルトリコとマニラをつなぐガレオン船の寄港地となるが、スペインによるグアム統治が本格化するのは、1668年にイエズス会のサンビトレス神父 (Diego Luis Sanvitores) と他の宣教師が布教のためにグアムに來訪したことを契機とする。そのなかには、宣教師および兵士として、フィリピン人が参加していた (Navarro 1999, 119)。しかし、性急な布教活動はチャモロ人の反発を招き、神父の殺害に端を発する形で始まったスペインによる鎮圧で多くのチャモロ人男性が殺害された。反乱鎮圧後は、残されたチャモロ人女性とフィリピン人兵士を婚姻させることも行われた (Diaz 1995, 151)。また、疫病の蔓延によってもグアムの人口は激減したため、スペイン当局は島民をグアムに集住させる政策をとった。

マリアナ諸島はアカプルコの副王によって管理されていたが、19世紀に入ってメキシコが独立し、ガレオン貿易が終了すると、次はマニラ政府によって管理されることになった (Navarro 1999, 120)。また、19世紀半ばには、人口が減少したグアムの労働力を補うことを目的に、減刑を条件として、フィリピン人受刑者をグアムへ入植させるという施策が始まった (Navarro 1999, 119-120)。さらに、フィリピン国内で独立に向けた民族運動が拡大するにつれて、グアムは政治犯の流刑地としても使用されるようになった (Navarro 1999)。以上のように、スペイン統治下で、チャモロ人の人口は激減し、その後、兵士や入植者としてフィリピン人がグアムに移住したことから、現在のチャモロ人の形成にフィリピン人移民が深く関わっていると考えられている (前川 2005; 山口 2007, 170; 小林 1994, 134-135)。

パラオなどカロリン諸島もスペインの統治下におかれたが、ガレオン貿易の中継地となったグアムに比べて、カロリン諸島の領有に伴う経済的な価値がしばしば疑問視され、住民を他島へ移住させる案が出されたこともあった。フィリピン革命時に1899年にマロロスで開設された議会には、パラオ島 (Islas Palaos) の代表として2人が参加しているが (Agoncillo 1960, 662)、このことより、パラ

4) これら島嶼地域の命名も、スペイン統治下でなされたものである。フィリピンは、スペイン王フェリペ2世 (Felipe II de España) にちなんだものであり、マリアナ諸島はフェリペ2世の孫であるフェリペ4世の王妃マリアナ (Mariana de Austria) に由来し、カロリン諸島はフェリペ4世とマリアナ妃の子カルロス2世 (Carlos II de España) に由来する。

オとフィリピンが、政治的に統合される可能性があったことが伺える。

1898年のアメリカスペイン戦争の結果、パリ条約によりスペインはフィリピン、グアム、プエルトリコをアメリカに割譲した。フィリピンの抵抗運動（フィリピン—アメリカ戦争）に直面したアメリカは、スペインと同様に、1903年頃までグアムをフィリピン人の政治犯の流刑地として使用した⁵⁾。

グアムとフィリピンはアメリカ領に編入されたのに対して、グアム以外のマリアナ諸島とカロリン諸島はドイツに売却された。アメリカスペイン戦争時において、アメリカはこれらの島嶼の重要性を認識せず、占領の対象に含めなかったため、領有の機会を逃したと指摘されている。パラオは、第一次世界大戦後に日本軍に占領され、南洋群島として日本の委任統治下におかれた。ドイツおよび日本統治期に、ミクロネシアとフィリピンは政治的に分断されたのである。

2-2. ゲストワーカーとしてのフィリピン人

今日のグアムにおいて、フィリピン系住民は2番目に大きい集団となっているが、戦前には数百人のフィリピン人がグアムにいたにすぎなかった。1940年の人口センサスによれば、グアムの総人口2万2290人のうち90.5%がチャモロ人で、フィリピン人は2.6%、白人は3.5%にすぎなかった。ただし、フィリピン系の住民のなかにも自らをチャモロ人と名乗る者があったようである。

グアムにおけるフィリピン人移民の導入の起源は、戦後のアメリカ軍によるフィリピン人労働者の大量動員に求められる (Flores 2015)。グアムでは、1898年の領有から1950年のグアム組織法制定まで、アメリカ海軍による施政が行われた。グアムにはアメリカ軍の基地や施設が集中したため、海軍はグアムに入国するフィリピン人だけでなく、アメリカ本土からの人の入国者に対しても安全審査を行い、人の移動を厳しく制限した。

アメリカ軍は、グアムにおける基地・その他の施設や道路等の建設のため労働力を必要としていたが、グアム人の人口は少なく、勤労には適していないと判断

5) フィリピン革命の指導者であったマビニ (Apolinario Mabini) とリカルテ (Artemio Ricarte) は、最後までアメリカへの忠誠を拒んだことで知られる。1903年に釈放が決まったものの、忠誠を宣誓しないかぎり、フィリピンに戻さないとされた。マビニは最終的に船上で宣誓を行いマニラに戻されたが、リカルテは、宣誓を最後まで拒否したため、香港へ追放された (Navarro 1999, 124)。

された (Flores 2015, 815)。こうした労働力不足を補うため、中国人労働者の導入が検討されたが、中国とアメリカ間の政治的緊張が高まったため、それも見送られた。そこでアメリカ軍が目にしたのが、フィリピン人であった (Flores 2015, 815)。

グアムへのフィリピン人労働者の小規模な派遣は、戦時中からすでに始まっていたが (Flores 2015, 818)、大規模な動員が始まるのは、フィリピン政府とアメリカ政府が民間軍労働者 (Civilian Military Laborer) の派遣に合意した1947年以降であった。(Campbell 1987, 27)。フィリピン人労働者の求人・雇用は軍の契約業者によって行われたが、すでにフィリピンに拠点をもち、海軍向けの輸送業務等を請け負っていたLUSTEVECO社 (Luzon Stevedoring Corporation) は、ビサヤ地方イロイロ県で、労働組合の支援を得て、労働者を集めていた (Flores 2015, 818-819)。また、同じく1940年代に労働者派遣を行ったBPM社 (Brown-Pacific-Maxon Construction Company) は、求人活動を展開するにあたりクラーク基地の使用を認められ、おもにルソン島を中心に労働者を集めた (Flores 2015, 820)。

フィリピン人は、建設労働者、港湾労働者、サービスワーカーなど非熟練労働者として就労した。当時の政府間の合意ではアメリカの最低賃金の適用が約束されていたが、実際にはそれよりも低い賃金で働かされていたことが指摘されている (Flores 2015, 823-824)。また、当時の法律では、3年以上滞在した外国人労働者には永住資格が認められたため、永住資格の取得を阻むことを目的に、1年の雇用契約を更新し、3年間の期間満了後にフィリピンに戻されるといった措置がとられた (Flores 2015, 817)。しかし、フィリピン人のなかには、グアムの住民と婚姻して残る者や、不法移民化する者も少なくなかった (Flores 2015, 829)。1940年代末に、グアムでは約2万8000人のフィリピン人と7000人のアングロサクソン系のアメリカ人が、民間軍労働者として勤務していた (Flores 2015, 815)。人口センサスによると、グアムの総人口は1940年の2万2290人から1950年の5万8754人に増加し、1950年の総人口に占めるフィリピン人は7258人で12.3%を占めていた。こうした大量の外国人労働者を収容するため、グアム島内に複数のキャンプが設置された。居住環境は劣悪に近いものであったが、野球場やバスケットコートなどは設置されていた (Flores 2015, 824-828)。

1950年、グアム組織法の制定に伴う民政移管によって連邦移民法の適用が始まり、一時労働者（H-2ビザ）として外国人を雇用することが可能となった。軍はフィリピン政府との1947年の協定を根拠に、引き続きフィリピン人の受け入れに参与していたため、フィリピン人をはじめとする外国人の雇用は、それ以降も主として軍、軍契約事業者、一部の許可を受けた民間事業者に限られていた（Campbell 1987, 38）。グアム基地はベトナム戦争期には米軍派兵の拠点地として重要な役割を果たし、後方支援を担うフィリピン人労働者の受け入れが続いた。労働者キャンプとして最大であったキャンプ・ロハスが閉鎖されたのは、ベトナム戦争末期の1972年だが、これは戦後長らく続いた軍が管理する大規模な民間労働者の雇用の終了を象徴するものであった（Flores 2015, 829）。

フィリピン人を含む外国人労働者の受け入れを促したもうひとつの要因に、1960年代以降の台風被害の復興事業がある。1962年の台風カレンによる被害の復興事業では、フィリピン人のほか、韓国人も建設業等に従事していた（Campbell 1987）。グアムは、1970年代から外資による観光業の振興による経済成長を経験し、それに伴う建設業、観光業等における外国人労働者の受け入れが進んだ（山口 2007）。こうした災害復興や観光業等の発展は、グアム以外の島嶼地域でも外国人労働者の受け入れが進む大きな要因となった。

軍が外国人労働者の受け入れを管理していた時代が終わったほか、移民政策の変化によって、グアムにおいてもフィリピン以外のアジア諸国からの移民の受け入れが増え、就労する外国人の国籍は多様化するようになった。また、COFA市民のグアムへの移住も顕著となっている（本書第4章参照）。

2-3. 法改革の影響——市民となったフィリピン人——

1952年に制定された移民国籍法では、帰化不能外国人の制度が廃止され、アジア人にもアメリカ市民権を取得する途が開かれた。とくにグアムにおいては、この法律により、効力発生日前にグアムに居住していたフィリピン人に適法永住居住者（LPR）としての地位が付与された。つまり、アメリカ市民権を取得する機会が与えられたのである。その結果、グアム在住のフィリピン人のなかにはグアムを離れ、ハワイやアメリカ本土に移住する者が増加した（Campbell 1987, 37）。この移民政策・法の変更は、フィリピン人や他の外国人にとってのグアム

を単なる出稼ぎ先にとどまらず、アメリカの他の地域に移住し、将来的にアメリカ市民権を獲得するための踏み台へと変化させたのである。その一方で、グアムに残ることを選択する者も少なくなく、1959年には5000人程度のフィリピン人がグアムに居住していた。他方、1960年代以降は、グアム住民の失業問題などから、フィリピン人労働者の受け入れに対する批判が高まり、フィリピン人労働者の数が減少した時期もあった（Campbell 1987）。

さらに、1965年移民法は出身国別の割当制が廃止されたことに加えて、家族の再結合（reunion）がより重視されたため、フィリピン人を含むアメリカ在住の移民が家族をグアムに呼び寄せることが可能となった。その結果、移住者の数は増加し、1975年までに1万人にまで増えた永住者の7割がフィリピン人で占められ、フィリピン人移民はグアムで2番目に規模の大きい集団となった。

このように、フィリピン人のグアムへの移住の増加は、アメリカの基地・施設の集中や拠点化が進んだことを背景に始まった。また、グアムに定住するフィリピン人のなかには、連邦の移民政策・法の変化によって、アメリカ市民となる途が開かれ、社会的地位を高めることができた一方、伝統的な生活や文化を脅かされているチャモロ人により構成される地域社会における軋轢が大きな課題となった（Diaz 1995）。

3 北マリアナ諸島のフィリピン人

3-1. 背景

次に、北マリアナ諸島（CNMI）におけるフィリピン人移民について検討する。グアムが1898年以来、一貫してアメリカ領であったのに対して、サイパン島を中心とする北マリアナ諸島は、それとは異なる途を歩んできた。グアムを除くマリアナ諸島は、スペインによってドイツに売却された後、第一次世界大戦においては日本軍による占領を経て、国際連盟のもと委任統治領として日本の施政下におかれた。また、北マリアナ諸島は、第二次世界大戦時にアメリカ軍によって占領され、1947年以降は太平洋統治信託領（Trust Territory of the Pacific Islands: TTPI）の一部としてアメリカの施政権のもとにおかれた。国連との協定に従い、

TTPIの施政は海軍から内務省に移管されたのは、その後のことである。自由連合協定国（FAS）として独立したパラオ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦とは対照的に、北マリアナ諸島はアメリカ領となる途を選んだ（矢崎 1999; 小林 1994; 松島 2007）。

1976年、アメリカとの協約（Covenant）⁶⁾ 締結を経て、北マリアナ諸自治領が成立した⁷⁾。この協約により北マリアナ諸島の市民および他のTTPI市民で北マリアナ諸島に5年以上居住していた者は、アメリカ市民権を付与されることになった。

アメリカ法上、州ではない「未編入領土」のひとつとして位置づけられる点ではグアムと同様であるが、異なる面も多い。本章との関連で重要な点は、北マリアナ諸島は1976年協約に基づき、連邦の移民帰化法や最低賃金法の適用除外を受けたことに加えて、独自の移民政策や外国人労働者受け入れ政策を進めることができたことである。そのため、同地域では、1980年代以降の観光業および繊維・縫製産業の発展にはフィリピン人をはじめとする外国人労働者が大きく貢献している（Villazor 2015, 535）。縫製業の多くは外国資本であり、アメリカ製というラベルをつけて、輸入割当制度（2005年まで）を活用してアメリカ本土に「輸出」できることが強い魅力となった（松島 2007, 179-180）。しかし、その一方でアメリカ国内外で外国人労働者搾取との批判が高まるという現象も同時に起き、連邦移民帰化法等の適用除外そのものが廃止されるなど、北マリアナ諸島は大きな転換を迫られることになった。

3-2. ゲストワーカーとしてのフィリピン人

北マリアナ諸島は1983年に移民法を、さらに非居住者労働者法（Nonresident Workers Act: NWA）を制定した（Villazor 2015, 535; Hill 2011, 163）。後者に

6) 「アメリカ合衆国との政治的連合における北マリアナ諸島自治領を創設する協約」 Covenant to Establish a Commonwealth of the Northern Mariana Islands in Political Union with the United States of America, Mar. 24, 1976, 90 Stat. 263 (codified as 48 U.S.C. s.1801 [2006]).

7) 協約は、1975年6月17日に北マリアナ諸島において実施された住民投票（Plebiscite）により承認された。アメリカ連邦議会により可決された後、1976年3月24日のフォード大統領（Gerald Ford）による署名により発効した。ただし、アメリカの主権は、レーガン大統領（Ronald Regan）が同島についての信託統治を終了した1986年11月3日からである。

より、北マリアナ諸島は、ゲストワーカーとして多くの外国人労働者を受け入れ始めた。北マリアナ諸島は人口が少なく、熟練労働者もそれほど多くないことが方針転換の理由とされた。このプログラムの下では、外国人労働者に適法永住居住者（LPR）になる機会は提供されない。通常、雇用契約は1年とされるが、更新が可能であったため、ゲストワーカーのなかには、10年以上にわたってサイパン島などで就労を続けた者もいた（Hill 2011, 164）。

連邦の移民国籍法の適用は制限されたものの、連邦法の基本原則は維持された。とくに、アメリカ国内で出生した者は生まれながらにアメリカ市民権を取得するという出生地主義が北マリアナ諸島にも適用されたため、北マリアナ諸島で出生したゲストワーカーの子は、アメリカ市民権を取得することができ、また、アメリカ市民には直近の親族を呼び寄せる権利が認められるため、その父母もLPRの地位を取得することができることとされた。したがって、長期的にみれば、移民を抑制することで伝統的な社会・文化を維持しようとする戦略の有効性は限られていたといえよう。

3-3. 法改革の影響

(1) 独自の移民規制の喪失

NWAは、労働者の苦情申立制度なども備えていたが、1990年代初めになると、北マリアナ諸島のゲストワーカー・プログラムに対して、労働搾取であるとの批判が高まり、外国人労働者の本国政府からも抗議を受けるようになった。これを受けて、1995年にフィリピン政府は、北マリアナ諸島へのフィリピン人労働者の送り出しを停止する措置をとっている（松島 2007, 180-181）。

また、アメリカ政府も、たとえば難民条約等に基づいて、政治的迫害を受ける可能性のある外国人に対して保護を与える義務を負うにもかかわらず、北マリアナ諸島当局は適正な難民保護を行っていないのではないかという懸念をもっていた。2003年には劣悪な労働条件で就労させたことを理由に、縫製・衣料企業に賠償を命じる判決が出された（松島 2007, 181）。さらに、2000年代に入ると国際競争が高まるなか、北マリアナ諸島における縫製・衣料は低迷し、企業の撤退・破綻が続き、解雇された外国人労働者によるデモが頻発するという事態になった（松島 2007, 181-182）。

アメリカ連邦議会は、2008年5月8日、北マリアナ諸島への連邦の移民帰化法の適用を定めた「統合天然資源法」(Consolidated Natural Resources Act: CNPA)を制定した(同年6月1日発効)。つまり、北マリアナ諸島に認められていた移民帰化法、最低賃金法の適用除外を廃止したのである。この法律により、連邦移民帰化法が2009年11月28日から完全に適用されることになった。

北マリアナ諸島政府は、この法律が1976年協約で認められた自治領の権限を侵害するとして法廷で争った。しかしながら、連邦最高裁は、2009年11月25日の判決で協約には連邦議会の権限が明記されていることを指摘し、連邦議会は同協約に明確に定められた権限を行使しているにすぎないとして、北マリアナ諸島の主張を認めなかった(Serrano 2014)。このほか、アメリカ連邦議会下院の北マリアナ諸島代表が、連邦の移民帰化法の北マリアナ諸島への適用を延期する法案を提出する動きがあったが、委員会の賛成を取り付けることができなかった(Serrano 2014)。

(2) 2009年以降の制度

北マリアナ諸島では、独自のゲストワーカー・プログラムが廃止され、連邦の移民帰化法が完全適用されるようになった。しかし、その場合においても一定の経過措置は設けられた。また、一時労働者(Temporary Worker)のためのH-2A、H-2ビザに加えて、北マリアナ諸島での就労にかぎり、「CNMI限定移行労働者」(CNMI-Only Transitory Worker)として就労する選択肢が残された(CW-1ビザ。配偶者や子はCW-4ビザ)。CW-1については、2009年11月28日から2019年12月31日までが移行期間とされたが、その後トランプ政権下で延長された。連邦の基準では、CW-1ビザには上限が設けられ、一時労働者としての資格を満たさない者についても就労が認められ得るとされたが、移行期間中は、グアムおよび北マリアナ諸島についてH-2BおよびH-2Aビザによる就労者の上限は適用されなかった。2019年に発給されたCW-1ビザ3247件はすべてアジア出身者を対象としたもので、そのうち、フィリピン人が2139人で依然として高い比率を占めており、残りの687件は中国人(大陸)向けであった。

(3) 残された課題

連邦移民帰化法の北マリアナ諸島への完全適用は、すでに北マリアナ諸島に居住するフィリピン人移民に、当然にアメリカ市民権を取得する資格を付与するものではなかった。北マリアナ諸島独自のゲストワーカー・プログラムの廃止と連邦の移民帰化法の適用は、現地で就労する外国人労働者の地位の向上につながったと解されるが、すでに長期に居住している移住者に対して、自動的に市民権を付与する特別措置は設けられなかった。それは、実際に求人が行われた職種が、連邦の移民帰化法に基づく雇用を通じた移民ビザの発給条件を満たさないものであったからである (Villazor 2015, 535)。そのため、長期に北マリアナ諸島に居住してきた移住者のなかには、永住が認められず、出国を余儀なくされる者も多数出たことが指摘されている。また、島に住み続ける場合でも、その生活をどのように維持するかという課題に直面している者もいる。北マリアナ諸島で生まれた移住者の子が、アメリカ市民として親を呼び寄せる方法をとるような場合を除くと、長期移住者が市民権取得の前提となる適法移住者の地位を得るのは困難である。建設労働者やホテル従業員などとしての就労は、移民帰化法上の適法移住者の地位を得るための要件を満たさないため、このような外国人移住者は、上述のように時限的なCW-1ビザによって滞在と就労が認められてはいるが、不安定な地位におかれている⁸⁾。

以上のように、北マリアナ諸島においては、アメリカ領となる際に認められた移民政策上の特権に基づき、連邦の制度とは異なるゲストワーカー・プログラムを維持することによって、多くの外国人労働者を動員することが可能となった。この北マリアナ諸島における移民規制上の特権は、外国人労働者を動員して観光業、縫製業の振興を図りながら、先住民族であるチャモロ人やカロリン人の数的優位を維持したいという思惑と合致するものであった。しかし、ゲストワーカー・プログラムの活用戦略は、必ずしも先住民の数的優位を維持するという意図に沿っていたわけではなかった。

当初、北マリアナ諸島に認められた特権は、北マリアナ諸島で生まれた外国人の子が、出生地主義に基づき生来のアメリカ市民権を取得することまで排除でき

8) アメリカ領ヴァージン諸島と同様のゲストワーカー・プログラムが廃止されたときには、外国人移住者に適法居住者の地位を与える特別措置がとられた (Villazor 2015, 554-556)。

るものではなかった。実際に、北マリアナ諸島内で生まれたフィリピン人の子は、家族呼び寄せの形で父母の世代にも永住権とともに、アメリカ市民権を取得し得る。その結果、フィリピン人を含む非先住民の市民の比率は増加傾向にあった。

2013年に、アメリカ連邦議会において、不法滞在者の適法化を含む移民帰化法の改正案が審議された際、北マリアナ諸島社会は衝撃を受け、反対意見を表明した (Villazor 2015, 525-527)。それは、同改正法に基づき、すでに就労していたフィリピン人、中国人等のなかから市民権を取得する者が増加し、先住民たるチャモロ人、カロリン人の政治的地位がさらに弱められることへの懸念が顕在化したためである。地域住民の数的優位や伝統的な文化や社会の維持を求める先住民の主張と、外国人移民による市民権取得との間には、現在も拮抗関係が存在している。

4 パラオのフィリピン人

4-1. 背景——外国人労働者に依存するパラオ——

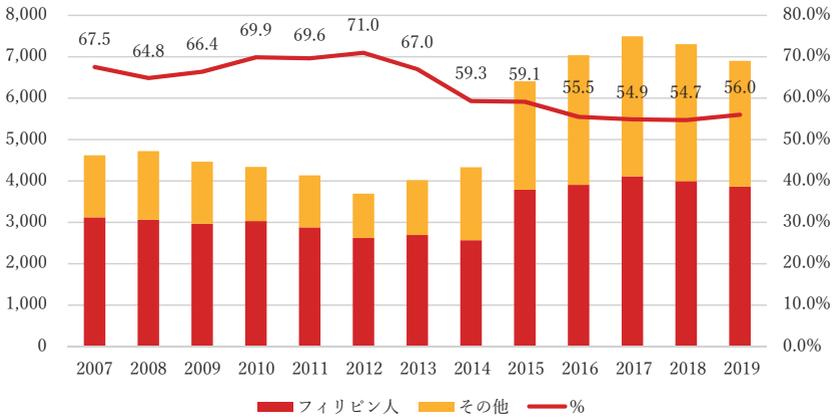
前節で考察した北マリアナ諸島がアメリカ領となることを選択したのに対して、同じく太平洋信託統治領であったパラオ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦は、アメリカとCOFAを締結するという条件付きではあるが、独立国となる途を選んだ。それゆえ、パラオでは移民政策や労働政策については独自の立場をとることが可能となっており、冒頭でみたように、パラオ人の海外への移民が増加する一方、多くの外国人を受け入れるという構造が生じている⁹⁾。

パラオにおける最大都市コロールへの人口集中¹⁰⁾と海外移住は、信託統治期においてすでに始まっていた。それは、コロール以外の地域では、現金収入が得

9) パラオの労働移動については、ハワイ大学発行の『The Contemporary Pacific』誌2000年秋号の特集「太平洋におけるアジア——パラオ共和国における移住労働者および観光」(Asia in the Pacific: Migrant Labor and Tourism in the Republic of Palau)が有益である。とくにフィリピン人労働者については、Alegado and Finin (2000)が基本的な文献の1つである。

10) コロールにおいても就業機会は少なく、とくに高等教育や専門教育を受けていない若年層にとっては限定的なため、就労機会を増やすために、タクシーの運転手のライセンスなどはパラオ人にのみ与えられた (遠藤 2002, 176-177)。

図6-2 パラオにおける外国人労働者（就労許可あり）に占めるフィリピン人の比率



(出所) Palau Statistical Yearbookより筆者作成。

られる職業が教師や行政官などの公務員に限定されていたことによる (Endo 1997, 25)。1994年に締結されたCOFAに基づき、パラオ人は原則としてアメリカへの自由な入国および就労が認められ、パラオ人の海外移住はさらに進んだ。

1970年代初めには、パラオ人の海外移住が人口の自然増を上回り、人口が減少傾向を示すようになったが、非パラオ人の移住の増加により、1980年代後半から人口増に転じた (遠藤 2002, 174-175)。16歳以上の労働力人口に占める島外出生者 (おもに外国人) の比率は、1980年 (総数6966人) は8.3% (579人) にすぎなかったが、1990年 (1万238人) には23.1% (7874人)、2000年 (1万4241人) には61.0% (8680人) へと増加した (Osman 2003)。高等教育を受けたパラオ人が、ホワイトカラー職や公務員を志向するようになった一方で、漁業、農業、建設業などの非熟練労働は非パラオ人労働者に依存している。

パラオにおける外国人労働者は、フィリピンのほか、中国、台湾出身者が多く、近年はバングラデシュ人の増加も著しい。図6-2は、パラオにおける外国人労働者 (就労許可あり) とフィリピン人の比率の推移を示したものである。フィリピン人労働者の比率は高く、外国人労働者の7割近くを占めていたが、2015年以降はフィリピン人労働者の増加に加えて、同時期に他の外国人 (主としてバングラデシュ人) も増えたため、フィリピン人の比率はやや低下している。2021年現在、パラオの人材・文化・観光・開発省 (Ministry of Human Resources, Culture,

Tourism and Development) が発表した統計年鑑によると、パラオで50種類の職業に従事する45カ国から構成される非居住者労働者は計5646人である。このうち、59.6%にあたる3367人がフィリピン出身で、次いでバングラデシュ人が973人で17.2%、中華人民共和国が692人で12.2%と続く。非居住者労働者の職業には、建設業およびその関連分野、家事手伝い、農業、サービス業、小売業などがある (Republic of Palau 2021, 70)。

2020年4月、パラオでは、コロナウイルスの世界的大流行を受けて、影響を受けた民間企業および家庭の両方を支援することを目的に、コロナウイルス・ワンストップ・ショップ法 (Coronavirus One Stop Shop Act: CROSS法) が制定され、弱者救済に向けた一連の緩和プログラムが進められた¹¹⁾。これは、2021年1月末までの8カ月間の運用を意図した時限立法で、総額2000万ドルの特別予算を計上したものである。本法により、パラオに居住するすべての失業者を対象に、失業者向けの臨時雇用プログラム、パラオ国立開発銀行 (NDBP) による融資プログラムを通じた民間部門の救済、低所得世帯のためのライフライン公共サービスプログラムなどが実施された。

結局、CROSS法の期限である2021年1月末までに支出された予算は1000万ドルであった。これは当初予想していた2000万ドルを下回るものだったため、本法の期限は21年度末まで延長されることになった。ただし、延長後は臨時雇用プログラムの対象範囲はパラオ人に限定され、外国人労働者はコロナ災害前の雇用主に戻り、雇用されることになった。また、外国人労働者の待遇についても変更があり、最低時給は3.50ドル、週20時間労働という枠が設定され、一人当たりの上限額も当初の月400ドルから280ドルに引き下げられた。

4-2. ゲストワーカーとしてのフィリピン人

(1) フィリピン人の就労が増えた要因

パラオにおいてフィリピン人の就労が増えたのは、どのような理由によるものであろうか。フィリピン側の事情としては、増加する人口と戦後の経済状況の悪化により、自国民が海外に活路を求めようになったことがある (Nero, Murray

11) <https://www.palau.gov.pw/documents/rppl-no-10-57-the-coronavirus-relief-one-stop-shop/> 参照 (最終アクセス日: 2022年12月21日)。

and Burton 2000)。フィリピン人が、戦後の早い時期から漁業分野で働く労働者としてミクロネシアで就労していたことは、信託統治領の施政に関するアメリカ政府の報告書等で確認できる。

その後、フィリピン人の就労の拡大が最も顕著となったのは建設業である。すでに述べたように、戦後グアムでは、基地建設やインフラ整備にフィリピン人労働者が大量に雇用されたが、そのグアムをモデルとする形でパラオでも、病院や通信センターなどの建設事業にフィリピン人労働者が導入された。さらに、1967年の台風サリーで甚大な被害を受けた際、パラオ政府は、その復興事業を進めるにあたり、現地の建設会社にフィリピン人労働者を動員した (Alegado and Finin 2000)。

もうひとつの要因に観光業がある。グアムやサイパンで観光業が発展したのと同様に、パラオの観光産業も、外資系企業によるリゾートホテルなどの建設ブームにより、再びフィリピン人労働者の需要が高まり、1990年代以降に成長を遂げた (Alegado and Finin 2000, 360)。パラオの統計年鑑によれば、2000年の総人口が1万9129人であるのに対して、就労許可を有する外国人は6786人で、そのうち4139人がフィリピン人であった。

フィリピン人の多くは、ホテル等の従業員、教師、看護師など専門職の分野でも採用された (Alegado and Finin 2000)。また、1984年にはマニラーパラオ間で直行便の運航が開始され、就労目的の者も含めて多くのフィリピン人がパラオに訪れやすくなったことが、パラオへのフィリピン人移住が活発化した一因であるとの指摘もある (Alegado and Finin 2000, 361)。

(2) 外国人雇用の法的枠組み

次に、パラオにおける外国人雇用に関する法規制を概観する。太平洋信託統治領は共通の「信託統治領法典」によって統治されており、パラオもそれを通じてアメリカ法の影響を受けている。パラオでは、おもに一時労働者として外国人を受け入れることが認められており、この受け入れは、「居住労働者保護法」(Protection of Resident Workers Act/ 30 Palau National Code s.101 [2005])に基づき定められている。一般に、就労目的の外国人の受け入れを認めている国においても、自国民の雇用を守るための規定を設けるのが通例となっているが、

居住労働者保護法においても、自国民雇用の優先が法律で謳われている。とくに、第102条は、パラオ共和国の経済の安定化のためには、国内労働市場においてパラオ市民労働者の雇用を優先することが不可欠であること、ならびに非市民労働者の雇用が、市民労働者の賃金や労働条件を損なわないことが公共の利益に資することが定められている（第102条）。同様に、第121条では、有資格かつ就労可能な居住労働者は、国内のあらゆる産業または職業分野で、優先的に雇用されると規定されている。

他方、非居住者労働者については、居住者労働者の労働力を補う場合にのみ雇用されるとする（第121条）。この定義規定によれば、「非居住労働者」とは、就労可能なパラオ市民または永住権を認められた移民外国人以外の者をさす（第103条(f)）。他方、「居住労働者」とは、就労可能なパラオ市民または専門的、管理的または経営的立場に立って就労することを目的とした永住権を認められた移民外国人をいう（第103条(g)）。

居住労働者保護法は、就労が認められる外国人労働者のもう1つのカテゴリーとして、「90日を超えない期間に限ってパラオに呼ばれる一時被用者（Temporary Employee）」を認め、非居住労働者に関する規定が適用されないと定める（第121条(a)）。その場合、一時雇用の延長は認められるが、180日を超えることはできない（第121条(b)(c)）。また、最低賃金は1時間2.50米ドルと定められているが、これは就労許可（Work Permit）に基づく雇用には適用されない（第125条）。さらに、最低賃金規定を遵守しない雇用者は、1つの違反ごとに500ドルの支払いを伴う民事罰の対象となる（第125条）。

非居住労働者の扶養家族の同伴については、年間所得が1万5000米ドル以上で、かつ雇用主が扶養家族入国許可の申請に同意することが条件とされる（第173条）。非居住労働者は、所定の雇用者以外の就労が禁止され（第169条）、雇用主の変更が認められないため、この点は外国人労働者に不利な規定となっている。

このほか、外国投資法（Foreign Investment Act/ 28 Palau National Code s.101 [2005]）においても、パラオ人の優先的雇用、地元資本の保護、一定業種への投資禁止¹²⁾、外国人による土地所有の禁止といった規定のほか、外国人雇用に関する規定が含まれている。外国投資法の目的は、パラオ市民および地場企業を保護するものであり（同s.105）、外国企業による土地所有禁止規定に基づき、

外資系企業によって島の経済が支配されないための措置をとることが定められている。パラオの市場に参入する外国企業は50万米ドル以上の投資をするか、または全雇用者の20%以上をパラオ人とするかの、いずれかの要件を満たさなければならない(同s.106)。パラオ商務貿易省は、外国人労働者の雇用申請書を受け取ると、30日の間、新聞やラジオを通じてパラオ人に求人情報を公示しなければならない。公示期間中にパラオ人からの応募がなく、雇用期間、雇用条件等を勘案して、外国人を雇用する方がパラオに利益をもたらすと判断された場合のみ、一定期間後に外国人労働者の採用が認められる(同s.107)。

(3) フィリピン側の規制との関係

フィリピンは、自国民の海外就労の促進に積極的である一方、自国民労働者の海外での待遇改善や保護にも取り組んできた。そのなかで、フィリピン当局は、パラオにおけるフィリピン人の就労にはいくつかの課題があると捉えている。

フィリピン人労働法典および「1995年移住労働者・在外フィリピン人法」(Migrant Workers and Overseas Filipinos Act of 1995; 共和国法第8042号)は、フィリピン人の海外就労を規定する基本法で、労働雇用省(Department of Labor and Employment: DOLE)所管のフィリピン海外雇用局(Philippine Overseas Employment Agency: POEA)は本法に基づき、フィリピン人の海外就労を管轄してきた。フィリピンでは、民間事業者による求人・あっせんが認められているが、POEAはその求人事業者(リクルーター)の登録・認可のほか、契約内容の規制などを行っている。そうしたなかで、パラオとの関係では、次の2点が課題となっている。

第1に、POEAは、ある国におけるフィリピン人の労働環境・待遇等に問題がある場合に、当該国へのフィリピン人労働者の派遣を停止する措置をとることができる。パラオについては、POEAは、現地での労働者の保護に問題があると判断し、2005年に家事労働(Household Service Worker)の派遣停止が決定された。2017年12月時点のPOEA資料では、その派遣禁止がまだ維持されていることが

12) たとえば、卸小売業、バス・タクシー・レンタカーなどの陸運業、お土産販売、観光ガイド、水上移動サービス、旅行代理店業務といった観光関連業種については、パラオ人、またはパラオ人が経営する企業にのみ経済活動が認められる(同s.105)。

確認できた¹³⁾。

第2には、違法なリクルートが横行していることである。フィリピン人の海外就労は、POEAが認証・登録した事業者のみが行うことができ、それ以外の事業者による求人・あっせんは違法となる¹⁴⁾。しかし、これはフィリピン側の事情であり、パラオ国内法に従っているかぎりは違法とみなされることはない。POEAは、パラオ外務省および法執行機関と協力し、違法な人材派遣に関与している疑いのある人材派遣会社を調査している。2022年2月、在パラオ・フィリピン名誉領事は、求人情報が存在しないにもかかわらず、偽造した一時的なビザや就労許可証などを発行し、報酬として1000米ドルを徴収するという詐欺事件が発生したことを発表した。これを受けて、POEAは同庁の公式ウェブサイトを通して、海外での就労を希望するフィリピン人労働者に対し、直接雇用の求人情報の真偽をフィリピン海外労働事務所 (Philippine Overseas Labor Office: POLO) で確認することを徹底し、違法な人材派遣や人身売買の被害に遭わないよう、細心の注意を払うように勧告している¹⁵⁾。こうした状況を改善すべく、フィリピン政府とパラオ政府が、二国間の労働協定の締結のための協議を開始したことが報道されたが¹⁶⁾、現在までに成立していない。

他方、フィリピン政府は、北マリアナ諸島を含むフィリピン人労働者を受け入れる主要な国・地域との間で、同様の協定をすでに締結している。フィリピン政府が進める労働協定の多くは、DOLEを一方の当事者として、相手国の労働担当行政機関と締結する行政協定で、了解覚書 (Memorandum of Understanding: MOU) または合意覚書 (Memorandum of Agreement) といった名称が用いられる。たとえば、DOLEと北マリアナ諸島労働移民省 (Department of Labor and Immigration) との間に締結されたMOU (1994年締結、2000年改正) には、「労働、

13) 2017年12月1日付の制限市場リスト (List of Restricted Market) では、①平和秩序の不安定 (アフガニスタン、イラクなど11カ国)、②経済状況・雇用条件、③遵守状況未確認 (12カ国) の3つに分かれるが、②でパラオ1カ国 (家事労働の派遣停止) が指定されている。

14) 認証を受けた事業者が不正行為を行う場合もあり、その場合は認証・登録が廃止される。

15) 2022年2月11日付のフィリピン海外雇用庁のニュースリリース参照 (https://www.dmw.gov.ph/archives/news/2022/NR_2022%20February_POEA%20warns%20public%20vs%20fake%20jobs%20in%20Palau.pdf 最終アクセス日: 2022年12月21日)。

16) 2018年10月2日付のIsland Times参照 (<https://islandtimes.org/palau-ph-draft-mou-to-ease-application-of-ofws-bound-for-palau/> 最終アクセス日: 2022年12月21日)。

雇用および人材育成の分野での協力の促進および強化」(第1条), 「雇用関係および労働行政の改善のため, 労働問題についての定期的な連絡, 評価, 情報交換」(第2条), 「フィリピン国民の雇用の許容と必要な人材提供の協力」(第3条), 「フィリピン人労働者の雇用契約の条件の遵守の執行と質の高いフィリピン人労働者の確保」(第4条) といった項目が含まれている。こうした労働協定の締結は, パラオで就労するフィリピン人労働者を保護するための重要な鍵となるだろう。

なお, フィリピンにおいては, 2022年にPOEAを格上げする形で移民労働者省 (Department of Migrant Workers) が創設され, POEAやDOLEに関わる行政事務がDMWへの移行過程にある。これにより, 従来, POEA, DOLEが管轄していた事項が, DMWに置き換わることになる。

4-3. 自由連合協定との関係

(1) 自由連合協定

これらのことをふまえて, 自由連合協定との関係について確認する。すでにみたように, グラムや北マリアナ諸島における就労は, フィリピン人をはじめとする外国人にとってアメリカの永住資格, さらに市民権を取得する経路となり得る。多くの場合, 彼らはグラムや北マリアナ諸島における就労を通じて, アメリカの永住資格または市民権を取得した後, アメリカの他の地域へ移住する。このようにフィリピン人などの外国人移民にとって, ミクロネシアのアメリカ領における就労は, いわば踏み台として位置づけることができるだろう。

同様に, フィリピン人をはじめとする外国人が, パラオなどのFASへ移住する動機のひとつとして, FASでの就労が, COFAを利用したアメリカ移住の足がかりとなり得ると指摘されることがある。1989年には同じくFASであるマーシャル諸島が協定上の特権を乱用し, アメリカへの移住・就労が可能となる自国のパスポートを高値で販売するという事例もあった (松島 2007, 199)。ただし, このような状況においても, COFA市民としての移民には一定の制度上の制約がある。

その制約とはCOFA市民は, 一定の場合を除いてビザなしでアメリカ国内に入国, 居住, 就労することを認められるものの, アメリカの市民権を付与されることはない。たとえば, パラオとのCOFA第141条では, パラオの市民が「合衆国およびその領域ならびに属地において非移民 (Non-immigrant) として, 適法

に従事し、および居住を確立することができる」と定められている（第141条(a)）。しかし、アメリカ法上、市民権を取得することができるのは適法永住居住者（LPR）のみに付与され、非移民たる地位ではアメリカの市民権を取得できない。パラオ市民には帰化に必要とされる住居を構える権利や、外国人親族のために申請する権利は付与しないことが明記されている（第141条(c)）。ただし、これは、COFA市民がアメリカ国内の雇用などを通じてLPRの地位を取得し、アメリカ市民となることを妨げるものではなく、COFAによらない別の方法で市民権を取得することは認められている。パラオの帰化した市民には、「当該帰化を得た後5年以上実際に居住し、かつ実際の居住証明書の保持」が求められており、COFA上の権利の取得に制限が設けられている（第141条(a)(3)）。

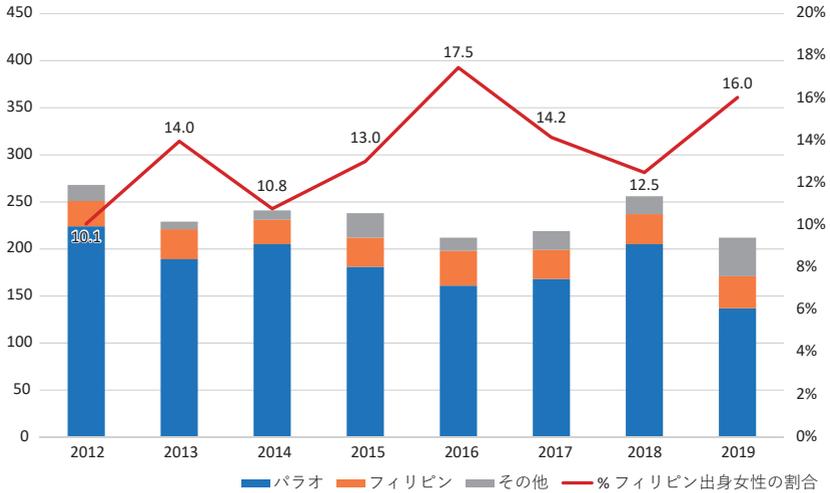
また、アメリカは市民権取得に出生地主義を採用しているため、アメリカで生まれたCOFA市民の子はアメリカ市民権を取得する。これが、パラオをはじめとするCOFA市民のアメリカへの移住が進む大きな理由となっている。

(2) パラオの市民権・帰化規定

外国人移民がパラオに帰化し、市民権を取得することで、COFA市民としてアメリカへの移住が認められると考える人もいるかもしれない。しかし、パラオの法律の規定では、外国人の第1世代がパラオに帰化し、パラオの市民権を取得する可能性はほぼ認められていないようである。これは、パラオが市民権取得および帰化について、血統主義を採用していることによる。パラオ人の外国人配偶者にも、帰化の可能性は認められていないが、パラオ人とフィリピン人の夫婦の子はパラオ市民権を取得するため、COFA市民としてアメリカへの移住が認められることになる。

パラオ憲法は、出生による市民とは、親の一方または両方がパラオ市民である者と定義している（憲法第3条2節）。パラオは伝統的に母系制を採用しているが、法律上は父母の区別はない。また、市民権法（Citizenship Act: パラオ法典第28編第1章）によれば、「パラオ人を祖先とすると認められた」(of recognized Palauan ancestry) 両親の一方または両方から生まれた者だけが帰化市民となる資格を有する（第132条）。なお、COFA上の特権を享受するためには、帰化後少なくとも5年以上の（パラオでの）居住が必要とされている。これは、COFA市民として

図6-3 パラオで出生した子の母親の出身地



(出所) Palau Statistical Yearbookより筆者作成。

アメリカに移住するためだけにパラオに帰化するような濫用を抑制するための規定である。

一般に人口の少ない島嶼国における移民の増加は、国家や社会に大きな影響を与える。フィリピン人などが外国人移民の急激な増加は、パラオ社会にも影響を与えつつある。Pierantozzi (2000) は、外国人労働者の増加が十分な規制がないままに急激に起こり、島の限られた資源の利用と伝統的な生活が脅かされたことで、政府が規制の導入を急いだ点を指摘している。先行研究で注目されてきた現象のひとつに、住み込み家事労働者として働くフィリピン人女性の増加がある。たとえば、フィリピン人女性が家庭内にいることで子の教育へ影響を与えることや、就労をきっかけにフィリピン人女性とパラオ人男性との婚姻が増えていることなどが指摘されている (Pierantozzi 2000; Alegado and Finin 2000)。そのような婚姻の件数を示す統計は入手できなかったが、ここでは参考指標として、パラオで出生した子の母親の出身地を示す統計を示しておきたい (図6-3)。この統計によれば、フィリピン人女性による出産が10%以上を占めている。外国人労働者の家族の帯同が現在よりも認められていた時期もあるため、父親がフィリピン

ン人または他の外国人である場合も含み得るが、この統計にはフィリピン人女性とパラオ人男性の婚姻が多く含まれているのではないかと推測される。この問題についてのさらなる検討は、今後の課題としたい。

■ おわりに

本章では、太平洋島嶼地域への域外からの移民の事例として、ミクロネシアのグアム、北マリアナ諸島、パラオにおいてフィリピン人移民が拡大した背景や政策的・制度的な要因について比較検討を行った。ミクロネシアに広がるアメリカ領および自由連合協定国（FAS）へのフィリピン人の移住は、アメリカの移民政策や移民法の変化に強く影響を受けながら進んできたが、その表れ方は各地域によって異なっている。

グアムでは、戦後のアメリカ軍による基地拡張やインフラ整備のために大量のフィリピン人が一時労働者として動員されたことが、移民の拡大の発端となった点が特徴的であり、「移住の軍事化」のひとつの形態といえよう。フィリピン人はグアムでも市民となる途を閉ざされていたが、アメリカの移民法改革は、グアムに住むフィリピン人が永住権およびアメリカ市民権を取得することを可能にした。

1976年にアメリカ領となった北マリアナ諸島は、当初は独自の移民政策を採用することを認められ、1980～1990年代のこの地域における観光業や縫製産業の急速な発展は、連邦政府よりも緩やかな基準のゲストワーカー・プログラムによって可能となった面がある。しかし、このプログラムに伴う劣悪な就労条件などへの批判が内外から高まるようになると、北マリアナ諸島は「特権」を失い、連邦の移民政策や法律の影響をより強く受けるようになった。グアムの場合とは異なり、すべての移民に永住権を与える措置はとられていないため、長期間就労した移民の地位については、今なお課題として残されている。

パラオは、独立国として外国人の移住や帰化に制限的な政策と法を堅持している。しかし、外国人移民への依存が急速に進むなか、COFAの下での自国民の積極的な海外移住とあいまり、伝統的な生活や社会の変化が進みつつある。他方、

制度上は、外国人移民がパラオに帰化することは難しいため、COFAがパラオで就労するための誘引となっているかどうかは明確ではない。

一時労働者としての外国人の受け入れが島嶼地域において選好される理由のひとつに、移民の増加を抑制し、伝統的な生活や文化を維持したいという思いがある。しかし、移民国家アメリカの一翼を担うグアムや北マリアナ諸島は、先住民であるチャモロ人やカロリン人の数的優位を維持することはできず、多様な市民で構成される社会へと変容しつつある。そのなかでもアメリカ市民としてフィリピン出身者の存在感が増し、政治的な発言力も強くなっている¹⁷⁾。覇権国家アメリカの成長と呼応するかのように移住を進めてきたフィリピン人移民の台頭は、ミクロネシアのアメリカ化を象徴するものといえよう。

【参考文献】

〈日本語文献〉

- 遠藤央 2002.『政治空間としてのパラオ——島嶼の近代への社会人類学的アプローチ』世界思想社。
 大沢秀介 2016.「移民と憲法問題——司法は移民規制についてどこまで判断できるか?」『アメリカの憲法問題と司法審査』成文堂, 1-35。
 柏木宏 1991.『アメリカの外国人労働者』明石書店。
 貴堂嘉之 2018.『移民国家アメリカの歴史』岩波書店。
 小林泉 1994.『アメリカ極秘文書と信託統治の終焉——ソロモン報告・ミクロネシアの独立』東信堂。
 堤未果 2008.『ルポ 貧困大国アメリカ』岩波書店。
 中野聡 2007.『歴史経験としてのアメリカ帝国——米比関係史の群像』岩波書店。
 前川啓治 2005.「チャモロ——チャモロはミクロネシア人か、アメリカ人か」綾部恒雄監修, 前川啓治・棚橋訓編『オセアニア（講座世界の先住民民族——ファースト・ピープルズの現在）』明石書店。
 松島泰勝 2007.『ミクロネシア——小さな島々の自立への挑戦』早稲田大学出版部。
 矢崎幸生 1999.『ミクロネシア信託統治の研究』御茶の水書房。
 山口誠 2007.『グアムと日本人——戦争を埋立てた楽園』岩波書店。
 山本吉宣 2006.『「帝国」の国際政治学——冷戦後の国際システムとアメリカ』東信堂。
 渡辺将人 2016.『アメリカ政治の壁——利益と理念の狭間で』岩波書店。

17) ハワイでは人口の多い日系人政治家の役割が顕著であったが、フィリピン系の増加に伴い、その支持を集めることが日系人政治家にとって課題になっていることが指摘される（渡辺 2016, 158-160）。

〈英語文献〉

- Agoncillo, Teodoro A. 1960. *Malolos: The Crisis of the Republic*. Quezon: University of the Philippines.
- Alegado, Dean and Gerard Finin 2000. "Exporting People: The Philippines and Contract Labor in Palau." *The Contemporary Pacific* 12(2): 359-370.
- Campbell, Bruce L. 1987. "The Filipino Community of Guam, 1945-1975." Master thesis, University of Hawai'i (https://scholarspace.manoa.hawaii.edu/bitstream/10125/21150/1/Campbell_1987.pdf 最終アクセス日: 2022年12月28日).
- Choy, Catherine Ceniza 2003. *Empire of Care: Nursing and Migration in Filipino American History*. Quezon: Ateneo de Manila University Press.
- 2007. "Philippines." *The New Americans: A Guide to Immigration since 1965*, edited by Mary C. Waters, Reed Ueda and Helen B. Marrow, Cambridge: Harvard University Press.
- Diaz, Vicente M. 1995. "Bye bye Ms. American Pie: The Historical Relations between Chamorros and Filipinos and the American Dream." *ISLA: A Journal of Micronesian Studies* 3(1): 147-160.
- Endo, Hisashi 1997. "The Meaning of Palauan Population Movement: An Analysis of Life Histories." *JCAS Symposium Series* 3: 25-43.
- Flores, Alfred Peredo 2015. "'No Walk in the Park': US Empire and the Racialization of Civilian Military Labor in Guam, 1944-1962." *American Quarterly* 67(3): 813-835.
- Hill, Dorothy E. 2011. "Guest Worker Programs are No Fix for Our Broken Immigration System: Evidence from the Northern Mariana Islands." *New Mexico Law Review* 41(1): 131-192.
- Liu, John M., Paul M. Ong and Carolyn Rosenstein 1991. "Dual Chain Migration: Post-1965 Filipino Immigration to the United States." *International Migration Review* 25(3): 487-513.
- Mercene, Floro L. 2007. *Manila Men in the New World: Filipino Migration to Mexico and the Americas from the Sixteenth Century*. Quezon City: University of the Philippines Press.
- Navarro, Atoy M. 1999. "Philippines-Marianas Relations in History: Some Notes on Filipino Exiles in Guam." *Asian and Pacific Migration Journal* 8(1/2): 117-130.
- Nero, Karen L, Fermina Brel Murray and Michael L Burton 2000. "The Meanings of Work in Contemporary Palau: Policy Implications of Globalization in the Pacific." *Contemporary Pacific* 12(2): 319-348.
- Osman, Wali M. 2003. *Republic of Palau Economic Report 2003*. Honolulu: Bank of Hawaii/East-West Center (<https://www.eastwestcenter.org/sites/default/files/private/osmanpalaueconomicreport2003.pdf> 最終アクセス日: 2022年12月27日).
- Pierantozzi, Sandra S 2000. "Palauans and Guest Workers: An Opinion Paper." *Contemporary Pacific* 12(2): 349-358.
- Republic of Palau, Bureau of Budget and Planning, Ministry of Finance 2021. *2021 Statistical Yearbook* (<https://www.palau.gov.pw/wp-content/uploads/2022/07/2021-Statistical-Yearbook.pdf> 最終アクセス2022年12月21日).
- Serrano, Susan K. 2014. "The Human Costs of Free Association: Socio-Cultural Narratives and the Legal Battle for Micronesian Health in Hawai'i." *John Marshall Law Review* 47(4), 1377-1400.
- Sohoni, Deenesh 2007. "Unsuitable Suitors: Anti-Miscegenation Laws, Naturalization Laws, and the

- Construction of Asian Identities.” *Law & Society Review* 41(3): 587-618.
- Sparrow, Bartholomew H. 2006. *The Insular Cases and the Emergence of American Empire*, Lawrence, Kansas: University Press of Kansas.
- Teodoro, Noel V. 1999. “*Pensionados* and Workers: The Filipinos in the United States, 1903-1956.” *Asian and Pacific Migration Journal* 8(1/2): 157-178.
- Villazor, Rose Cuison 2015. “Citizenship for the Guest Workers of the Commonwealth of the Northern Mariana Islands.” *Chicago-Kent Law Review* 90(2): 525-562.

©Izumi Chibana and Shinya Imaizumi 2023

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示-改変禁止4.0国際」の下で提供されています。
<https://creativecommons.org/licenses/by-nd/4.0/deed.ja>

